

第1回神戸植物防疫所発注者綱紀保持委員会の概要について

◎発注者綱紀保持委員会の設置について

農林水産省では、最近の談合問題の発生に鑑み、今般、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）を制定しました。

この中で、本省と地方支分部局に、不当な働きかけの調査分析や公表等について調査審議を行う「発注者綱紀保持委員会」を設置することとされました。

当所については、9月1日に「神戸植物防疫所発注者綱紀保持委員会」を設置し、11月5日に第1回の委員会を開催しました。（議事概要は下記のとおり）

記

第1回神戸植物防疫所発注者綱紀保持委員会議事概要

日 時 平成19年11月5日（月）16：00～17：15

場 所 神戸植物防疫所会議室

出席者 所長、業務部長、庶務課長、会計課長、会計課課長補佐、統括植物検疫官（種苗担当）、統括植物検疫官（コンテナ貨物担当）、統括植物検疫官（輸出及び国内担当）、統括同定官（病害虫同定診断担当）

事務局：庶務課長補佐、管理係長

議 題

1. 発注者綱紀保持委員会設置の趣旨について、所長から説明
2. 訓令及び要領について、会計課長から説明
3. 訓令第14条第1項による所内研修の企画内容について審議・承認（別添）
4. 発注者綱紀保持対策の競争参加資格者への周知方法について承認
会計課長から、資格者来庁の折、周知文書を手渡すこととしたい旨、提案があり、承認された。
5. 委員会開催予定について決定
(年2回開催することとし、開催時期は3月及び9月とした)

神戸植物防疫所発注者綱紀保持研修（平成19年度）

1. 日 時：平成19年11月9日（金）13時～16時
2. 場 所：神戸植物防疫所会議室
3. 目 的：農林水産省発注者綱紀保持規程及びマニュアルに対する理解を深め、
神戸植物防疫所における発注業務に関し、法令遵守と綱紀の保持を図る
ことを目的とする。
4. 研修対象者：神戸植物防疫所会計課職員 6名
支所会計係長 4名 計10名
5. 研修項目：
 - (1) 挨拶 (神戸植物防疫所長)
 - (2) 発注者綱紀保持規程の解説（概説） (神戸植物防疫所庶務課課長補佐)
 - (3) 発注者綱紀保持規程及びマニュアルのポイント解説（詳細）
(神戸植物防疫所会計課長)
 - (4) 発注事務の各段階における留意点 (神戸植物防疫所会計課長)
 - (5) 遵守すべき関係法令とその解説 (神戸植物防疫所会計課長)
 - (6) アンケート
 - (7) 談合問題とコンプライアンス (神戸植物防疫所庶務課課長補佐)
 - (8) 独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法について
(神戸植物防疫所庶務課課長補佐)